基情発第　167号
平成20年2月1日

日本医師会
会長　唐沢　祥人　様

社会保険診療報酬支払基金
理事長　　中西　明典

都道府県・郡市区医師会が特定健康診査・特定保健指導機関の
請求の事務代行等を行う場合の取扱いについて

平素は支払基金の業務運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成２０年４月から特定健康診査・特定保健指導が実施されるにあたり、都道府県・郡市区医師会が、会員である特定健康診査・特定保健指導機関の特定健康診査・特定保健指導費用の請求の事務代行を行う場合及び当該費用の受領に関する権限を委任される場合につきまして、その取扱い方法を別添１、２のとおりとしましたので、お知らせします。

なお、本件につきましては、支払基金支部から各都道府県医師会へ別添により連絡予定であることを申し添えます。

【別添】
別添１　都道府県・郡市区医師会が会員機関の健診等費用の請求の事務代行を行う場合の取扱い
別添２　都道府県・郡市区医師会が会員機関の健診等費用の受領に関する権限を委任された場合の取扱い
参考資料　健診・保健指導機関との特定健康診査等のデータ授受及び決済について